

平成30年度  
東大和市地域福祉審議会会議録  
障害者部会

東大和市福祉部

○事務局（梅木障害福祉課係長） それでは、定刻ちょっと前でございますけれども、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから平成30年度東大和市地域福祉審議会障害者部会を開会させていただきます。

本日の進行を担当します障害福祉課障害福祉係長の梅木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入る前に事務局からお願いがございます。資料作成のため会議を録音させていただきますので、ご了承いただくとともに、ご発言いただく場合にはご自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に、本日の会議資料について説明いたします。

第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画平成29年度実施状況報告書につきましては、事前に送付させていただきました。本日はこの報告書を中心にご審議いただきたいと考えております。

次に、本日机上配付いたしました資料について確認したいと思います。参考資料として、ただいまお配りさせていただきました東京都地域福祉支援計画をお配りしております。また、障害福祉課で行います各種事業のチラシを配付させていただいております。こちらは最後のその他のところでご説明差し上げます。資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、出欠の関係についてでございますけれども、本日は皆さんご出席ということで欠席はございません。

まず、議事に入ります前に、障害福祉課長の小川よりご挨拶申し上げます。

○事務局（小川障害福祉課長） 皆さん、こんばんは。座ったままで失礼します。障害福祉課の小川と申します。

今年度、地域福祉審議会の障害者部会としては、今回初めての会合となります。もう何か師走が近づいてですね、この間まで暑かったのに何か急に寒くなって、体のほうもちょっと追いついていかないようなところでございます。夜になると気温も下がりますんで、そういうところで夜の会議で申しわけありません。

今回は、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画ということで、平成27年度から29年度の計画ということで、29年度が最終年というところであります。そちらのほうの29年度の実施状況報告ということでさせていただきますと思います。

30年度からは、水色のほうの冊子で障害者総合プランというところで、今申し上げた2つの計画にさらに障害児福祉計画というものを加えた形で取り組みを始めさせていただいておりますので、今日の会議というのは、29年度の振り返りというところになりますんで、こちらのプランのほうに、これまでの実績と課題というのを盛り込んでつくったつもりでございますけれども、29年度までの中で取り組めたこと、取り組めなかったこと

ございますので、その辺忌憚のないご意見をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**○事務局（梅木障害福祉課係長）** それでは、本日は今期初めての部会ということですので、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

A委員から時計回りでお願いいたします。

**○A委員** 立川福祉作業所という知的障害者の通所施設に勤めていますAといいます。東大和市民ではないんですね。立川市民でございまして、東大和市とのかかわりは、総合福祉センターができる時に検討会に参加させていただきまして、それからあとお隣、東村山市に知的障害者の入所施設があるんですけども、そこに長くおまして、小川課長とはというよりも、いろいろご配慮いただいた経緯がありまして、それで今日ここに呼ばれたと、どうぞよろしく願いします。

**○B委員** 東大和障害福祉ネットワークのBといいます。

口の中の手術をしているので、うまく発音が、発声ができないんですけども、その辺ご了承ください。

私は、前回、今期は第9次の地域福祉計画があるわけですけども、1つ前の第8次の地域福祉計画からこちらに参加させていただいておまして、今年で4年目、だから今回2巡目になります。どうぞよろしく願いします。

**○C委員** 皆さんこんばんは。第2あとリエトントンのCと申します。

日ごろは、主に市内の精神障害者の方が通所しましてですね、さまざまな革製品の製作であったりとか、ケーキづくりであったりとか、あとは資源回収とかですね。あとそれ以外のスポーツ等のさまざまなプログラムを通じまして、生活リズムを安定させたりとか、将来的には一般就労を目指している方につきましては、就労を支援しているところでございます。皆さんからも協力いただきながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○D委員** Dでございます。東大和市ボランティア会の会員というか、運営などをやってもう30年ぐらいになるんですけども、その間いろいろ考えさせることが多々ありまして、あと前回の障害者部会にもかかわらせていただきましたので、またどうぞよろしく願いいたします。

**○E委員** 皆さん、こんばんは。

玉川上水の駅前ですね、桜が丘三丁目でございますが、東京都立東大和療育センターの事務長をしておりますEと申します。

前期から参加させていただいているんですけども、私どもの施設は東大和市民の皆さんはもちろんのことですけども、都立ということで東京都内全域の心と体の両方に最重度の障害を負っておられる重症障害児者を支援するための施設でございます。何かお役に立てることがあれば頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

す。

○F委員　こんばんは、Fと申します。

私、市民の公募から選出されております。先日の日曜日の福祉祭、盛況だったんですけども、そんなところでいろいろお手伝いをさせていただきました。よろしくお願いします。

○事務局（梅木障害福祉課係長）　東大和市福祉部障害福祉課障害福祉係長の梅木と申します。

障害福祉課では3係がありまして、経理を主に担当する庶務係と精神障害の方を主に担当する相談支援係で、私の係は身体障害、知的障害の方のケースワークを中心に、そのほか自立支援協議会やこの障害者部会等を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長）　前回の計画も私つくったところがかかわっております。そして今回の総合プランも引き続き担当させていただきましたので、なかなか計画といっても、大それた計画はつくれないところですけども、それでもこの間、総合福祉センターが平成28年10月にできて、先ほどA委員のほうからお話ありましたけれども、足かけ10年ぐらいかかってようやくできて、それで1つ障害者施策の軸となるところの拠点ができて、飛躍とまではいかないんですけども、少しずつ一歩ずつ進める足がかりができたかなというところで、そういうところで少しでもお役に立てて、これからがまた大事なところかなというところで思っていますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（梅木障害福祉課係長）　それでは、議題の1、部会長の選出についてでございますが、部会長が決まるまでは障害福祉課長が進行させていただきます。

○事務局（小川障害福祉課長）　それでは、部会長の選出、議事の1でございますが、東大和市地域福祉審議会条例第8条の規定によりまして、部会員の互選によるということになっております。皆さんのほういかがいたしましょうか。

○F委員　僭越ですけども、Fです。

部会長として、A委員さんにお願ひできればと思っております。（拍手）

○事務局（小川障害福祉課長）　ありがとうございます。今既に賛同の拍手をいただきましたところですので、A委員にということでご異議なしというところで部会長にA委員にお願ひしてよろしいでしょうか。お願いします。

では、部会長のA委員、こちらのほうにお進みください。

○A部会長　Aと申します。どうぞよろしくお願いします。

地域福祉審議会の障害者部会ですので、私が役に立つかどうかわからないんですが、何とか一生懸命やりたいと思いますので、ご意見をたくさん言っていただいて、よいまちにしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

この会議は公開になっているんですね。公開になっていて傍聴したいという方がおられ

ると、傍聴してもいいということになっているようなんですけれども、今日はいらっしゃらない。

○事務局（小川障害福祉課長） 今日はいらっしゃらないというところで。

○A部会長 傍聴の人はいないようです。

それでは、議題の2ですね。第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画平成29年度実施状況報告について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長） それでは、お手元の平成29年度実施状況報告書に基づいて報告、ご説明を差し上げたいと思います。

29年度までの計画がこの緑の冊子でございまして、こちらの報告書のほうに大体が書いてありますが、お手元にあるとちょっと目を通していただけるといいかなと思いますので、新しくなられた委員さんには、お送りしたところですけれども、ちょっと一時的にお配りいたしますので、これを参考にさせていただければというように思います。

主にはこの実施報告書のほうで説明をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1ページを開いていただきますと、平成29年実施状況の報告というページがございまして、そちらに書いてありますけれども、計画の進行管理については、この地域福祉審議会に報告をし、意見を聞き、計画進行管理や評価を適正に行いますということになっておりますので、これに基づいての報告ということでございます。

それで、表の中に評価という欄がありますが、3、2、1、0、－という5種類の評価があります。3が達成、2がほぼ達成、1が一部達成、0が未着手、－が対象外というような形になっておりますので、そういう前提でこれから先の資料はごらんいただければというふうに思います。

1ページをおめくりいただきまして、第4章、障害者に係る施策の展開、目標1、自立を支える基盤づくりというところでございます。

非常にたくさん書いてある資料になりますので、特に平成28年度、前年度までと変化があったところ、それから評価が上がったり、下がったりは余りないと思うんですが、変化があるところをかいつまんでご報告させていただきたいというふうに思います。

まず、1ページの1の目標1の自立を支える基盤づくりというところの1番で、障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進というところの中の1-1、障害者差別解消法に基づく取り組みというところでは、平成29年度においてはの実施状況というところですが、真ん中あたりに職員向け研修を実施したほか、リーフレットの配布を行ったと。その下に庁内各課及び出先機関に筆談ボードを設置しましたと。これは29年度、特に取り組んだ取り組みでございます。筆談ボードというのは、聴覚障害の方が窓口に来られた場合に、手話ができる職員さんを配置してほしいなんていう声もあるんですけれども、なかなか職員でそういう者を全てに置くというわけにはいかないということで、合理的な配

慮の一つとして、筆談ボードを置いて、筆談で対応できるようにしましょうということで、これを全課に広げて実施したということが平成29年度の特徴がある取り組みです。

その下に17課において、障害のある方に対して合理的配慮を行ったというふうに書いてありますけれども、この詳細についてはこの報告書の一番後ろのページ、差別解消に伴う各課の取り組み状況というところに詳細が記載してありますので、毎年この実施状況報告書をつくるために、各全課にどんなことを取り組みましたかということを書いておまして、ここのところはどんどん増えていくということが望まれるところであります。

1 ページ目の主だったところは以上です。

ページをめくっていただいて、2 ページ、3 ページですけれども、相談支援体制の充実というところでは、3 ページ目の2-5、高次脳機能障害者の相談支援の充実というところで、こちら従前評価というところが1 という、まだ未達成のような状況でありましたが、一部達成ですか、それが今回評価では2 になっているんですけれども、それというのが取り組み状況の中で一番下の段落で、障害者理解促進事業で高次脳機能障害をテーマにした講演会を開催したと。評価の理由のところ、この理解促進事業を通して関係者間の連携のきっかけづくりができたというところで、高次脳機能障害というのは、例えば交通事故ですとか、脳血管障害等で、脳にダメージを受けた方が、体のほうの機能はそれほど障害を受けない、後遺症が残らなかったけれども、例えば記憶障害ですとか、すぐやったこと、直前のことを忘れてしまったり、認識障害というようなことで、自分から見て右側しか認識できないとかですね、そういうようななかなか障害者手帳に該当しづらい障害の方が非常に今増えておまして、そこの部分の相談というのがまだまだ未着手だったところを理解促進事業を通して当事者、支援者の方に集まっていたら講演会というような形でやりまして、そのところできっかけ、関係者の連携のきっかけづくりができたというところでもあります。

○A 部会長 　いつ質問したらいいですか。

○事務局（小川障害福祉課長）　全部のほうがいいかな。

○A 部会長　わかりました。忘れずにメモをしておいて最後に。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。とりあえずご説明を差し上げてすみません。ちょっと自分の話が長くなります。

続いて、5 ページからが目標2 というところで自立を支えるサービスの充実ということであります。

こちらのほうは、次のページをめくっていただくと、まず最初のところが介護給付費・訓練等給付費の利用支援というところですが、この中で特に申し上げるべきようなところは、6 ページの1-4 というところと1-5 というところで、サービス事業所への指導検査の体制の整備ですとか、第三者評価の受審支援というところで、それまで検査というのはなかなか市町村で取り組めなかったんですけれども、福祉推進課というところに

検査担当を設置して、今後の体制整備を図ったというようなところで1つ、一歩進めたかなということ。第三者評価に関していうと、受審の事業所数が前年に比べて多く受審ができたというところで、評価をちょっと上げたというところです。

全体の体系というのがちょっとわからないと、何かわかりづらいかと思うんで、緑のほうの冊子ですと30ページからこういう構成になっていますよという項がありますんで、その中のどこの部分だということで見えていただくとちょっとわかりやすいかなと。今申し上げたのが目標2の大きな1の介護給付費と訓練等給付費の利用支援というところの取り組み項目4番、5番というところになっております。

その後、介護給付費の訪問系サービスの支給というところから、以下それぞれのサービスについて述べておるんですが、8ページですね。この中で就労移行支援というのが利用者数が23人ということで、29年度の目標が20人ですから、それを上回る利用があって、前年度に比べると13人多かったということなんで、こちらのほうの評価も少し上げさせていただいているというようなことでございます。就労移行支援というものは、2年間という有期のサービスですので、一度このサービスを利用した方がずっと利用されるということではないんですね。ですから、年度によって増えたり減ったりというのがありますけれども、29年度でいいますと、非常に多くの方が就労のほうの、就労移行支援というのは、一般就労を目指して2年間訓練をします。その上で一般就労できる方は一般就労に移行していくというサービスでございますので、そういう意味では後で就労支援のところをお話するところがありますけれども、このサービスの利用が増えるということは、一般就労を目指す方が増えているというような状況にあるということでもあります。

続いて、10ページですけれども、4-1のグループホームですね。こちらのホームは実利用者96人ということで、これは前年度と比べると15人ほど増えています。内訳のところでは知的障害86、精神障害10となっていますけれども、知的のほうで13人、精神のほうで2人増えているということで、昨年ですね、グループホームの整備ということで、29年度中に市内に2つ新たにグループホームができて、それに伴って利用者が増えたというようなそれだけではないんですね、非常にここのグループホームというところは、下の4-2の施設入所支援というところがあります。こちらの利用人数が46人と、これは前年度とプラス・マイナスゼロなんですね。この計画の中で、施設入所者を減らしていこうという計画でございますが、なかなか29年度の目標が42人となっているんですけれども、退所する方もいらっしゃいますが、新たに入所する方もいて、本当は施設からグループホームのほうへ移行するというようなところが望ましいところですけども、なかなかそれが実態としては進んでいないということがグループホーム、施設入所支援のところの数値となって出ているというところです。

それから、次の11ページのところは、相談支援給付費の支給ということで、こちらのほうの計画相談支援というのが5-1でありますけれども、平成24年度から26年度の

3カ年で全障害福祉者の利用者に対象拡大をするということで、取り組んできて、東大和市の場合、29年度末、30年3月の状況で、成人の方が666人のご利用のうち664人が計画相談につくという99.7%、児童のほうは146人いて、146人全員作成して100%、この達成率というのは、何だか国で統計を年に3回ぐらいとってしまして、ここの達成率を高くしろということで、29年度くらいになりますと、大体どこの市も95%以上の達成率にはなっているんですけども、東大和市も大体ほぼ達成ができていたというような状況です。

続いて、12ページですけれども、今度は地域生活支援事業の実施という項目です。

こちらのほう6-3と次のページの6-6、相談支援事業の実施ということと、基幹相談支援センター等機能強化事業ということで、こちらのほう先ほど申し上げた総合福祉センターは〜とふるが28年10月に開所をして、29年度は1年間フルに活動した初めての年です。そういうことで身体障害者、知的障害者の地域活動支援センターとして相談支援等を行いまして、その結果の上の利用者数が5,127人ということで、前年、その半年だけの集計ですけれども、それに比べて3,700人余り利用者がいたということで、評価のほうは2から3に上がっているというところなんです。

それから、13ページのところでは、基幹相談支援センターというのが一番上にありますけれども、そちらについては未実施という0の評価になっております。こちらのほうは、先ほど申し上げた計画相談の相談支援事業所というのがまだまだ足りないような状況で、その整備というところにずっと取り組んできたので、それを取りまとめるような意味合いの基幹相談支援センターを置きなさいよということになっておりますけれども、そこにはまだ着手まで至らない。それでここについては、今年度、新しい計画の中で、地域生活支援拠点の整備ということがございますので、それにあわせて基幹相談支援センターの検討を進めるというところで、今年度から少し着手をしておるというところなんです。

それから、15ページですね。地域生活支援事業の中の6-12で移動支援というのがあります。こちらのほうも評価が今まで2だったところが3に上がっていますが、ご利用は29年度の目標値と比べて、それを上回るご利用が実績としてありました。そういう中で、いろんな課題もそれにあわせてございまして、例えば月当たりの利用上限の時間というのがありまして、それを超えて利用したいというご意見もあります。それから利用したくてもヘルパーさんがいなくてなかなか使えないとか、そういうようなご意見がありまして、それらに答えるために、昨年度は事業所の懇談会という開催をしまして、そこでいろいろ課題を聞きまして、ちょっと平成30年度から利用の時間の部分について月当たりで大人の知的障害の方で18時間という規定があるんですけども、そこをもうちょっと柔軟に使えるような形に改めてというようなことでいろいろ検討や改良を加えているというところで3ということになっています。

続いて16ページですけれども、地域活動支援センター事業という6-13、こちらも



先ほどの総合センターは～とふるで、身体、知的障害者の地域活動センターが開設したというところで、利用者数が非常に増えていると。延べ利用で2,883人となっていますけれども、前年度に比べると1,400人余り増えておるというところで、そういうところでは、サービスの提供体制が整ったかなというところでもあります。

続いて、19ページからですね。児童福祉法に基づいた給付費ということですが、これの中で児童発達支援、7-1となりますが、こちらの利用者数が30名ということで、前年に比べて6名ほど増えております。

それから、7-3、放課後等デイサービス、児童発達支援というのは、就学前のお子さんにご利用できるサービスです。放課後等デイサービスというのは、就学期にご利用できるサービスということで、こちらのほう放課後等デイサービスが利用者107人となっておりますけれども、こちら前年度に比べて30名ほど増えています。非常に増えているということです。今年度の中ではさらに140名近くになっていると思うんですけども、そういうところで利用が伸びていると。それに対してサービスの提供体制というのが十分でないというところで、放課後デイのところはまだ評価が2というところになって、平成29年度はそれまで2カ所だけでしたが、さらに2カ所増えて4カ所になっております。30年度に入って、もう一つ重症心身障害児を主に対象にした放課後デイサービスが市内に1カ所できて、合計5カ所というところで増えております。しかし、利用人数でいいますと29年度の目標が65というところが倍以上ご利用があつて、市外の事業所を利用されている方もかなり多いというところで、今後も取り組んでいかなきゃいけない課題かなというところなんです。

次の20ページからは、在宅障害者支援事業の実施ということで、こちら今までは国基準のいろいろなサービスが主でしたが、この8のところは、どちらかという市の単独事業ですとか、そのようなものが主に記載をされておるところであります。こちらのほうは、そういう意味では、劇的に何か増えたりとかいうことはないようなというふうにあえて言っておきます。

ちょっとページをとばしますが、次28ページからですね。ライフステージに対応した支援の充実ということで、ここまでのところは主に障害福祉課で行っている障害者施策というのが主のところでしたが、これ以降、もうちょっと全庁的にさまざまな場面での施策ということでもあります。

ライフステージということですので、1番、保育・療育・教育ということで、就学前の時期から就学期の支援というところが記載されております。この中で放課後デイが非常に利用者が増えているというお話を先ほど差し上げましたが、障害がある児童の方が非常に増えています。そして手帳を持っている方だけでなく、発達障害のような方も含めて手帳を持たない方も増えている。そういう中で1-2の障害のある児童の保育、一般の保育園の中で障害児を受け入れるということが24施設中20施設でできたということで、こ

れは前年に比べてそれぞれ1施設ずつ増えています。その中で評価のところでは看護師の配置がない施設を除くということで、なかなか看護師配置というところが1つは課題にもなっているということのようでもあります。

それから、29ページの1-4の今度学童ですね。障害のある児童の学童保育ということで、こちらのほうも11施設で33人ということで、それぞれ1施設4人ほど前年度より増えています。

聞くところによると、学童ではここで申し上げているのはあくまでも手帳を持っている障害者枠での受け入れの人数ですけれども、それ以外の手帳を持たない、けれども、障害があるんじゃないかというようなお子さんも非常に増えている。学童保育での保育というのはかなり大変だと。通常の1つの学年だけじゃなくて、混合で見ますので、さらに大変さがあるというところで、いろいろ今後受け入れについて検討する必要があるというところで評価が2ということだと伺っております。

それから、ページをめくっていただいて31ページですね。就労の支援ということで、こちらも先ほど就労移行支援の利用者が非常に増えているというお話をしましたが、総合福祉センターは〜とふるにおいて、それまで障害者就労支援室というところで実施をしていましたが、センターになりまして就労生活支援センターというところで支援を行っております。それに伴っていろいろな事業ですとか、職員体制とか拡充されて、一般就労者数20人とあります。こちらは前年度に比べるとプラス7人、それから登録者数、そちらのほうは140人とありますが、これもプラス28人というようなところで、一般就労を目指す方の支援というのが非常に熱心に取り組まれておるといふようなところであります。

続いて、少しとびますが、34ページから目標4ということになります。こちらは共に生きる地域づくりということで、共生社会を目指してというようなところで、さまざまな障害のある方への配慮ですとか、バリアフリー化とかそういうようなところを示しております。

この中で右側の35ページですね。2-2、市主催事業等への手話通訳者の設置というところで、こちらも評価が今まで2だったところが3に上げさせていただきましたが、手話通訳のために予算を措置した課が18課、実際に予算を執行した課が14課、そして総設置時間が209時間ということで、前年度167時間でしたから、40時間余り手話通訳者の設置をした事業が増えたということで、これ毎年、市役所内部の会議で障害者差別解消と就労支援の促進のための庁内の連絡会というのをやっています。そこで各課のいろいろな事業がある際に、手話通訳をつけるようにしてくださいというようなことの促しを行ってまいりまして、それに基づいて各課で予算措置をしなきゃいけないんで、なかなか市財政厳しいところですけども、そういう意味で事業に手話通訳をつけるということが非常に増えてきているということでもあります。

それから、その下のところの2-3で、市のホームページにおける情報アクセシビリティの向上ということで、こちらアクセシビリティという言葉が何となくなじみがないんですけれども、要するに接しやすくするというので、ホームページのリニューアルがありました。それにあわせて音声の読み上げの機能の向上だとか、非常にアクセシビリティというところに配慮した改修を行ったということでの評価であります。

最後、36ページですけれども、安全・安心なまちづくりということで、3-1の都営住宅の建てかえ整備に関する要請ということで、都営住宅の建てかえに際して、東京都にバリアフリー化や安全性等を考慮した住宅整備を要請を行ったということで、そういう機会がある年とない年とあるんですけれども、29年度においてはそういう機会があったということで、評価が3というふうになっております。

以上で概略ですけれども、その後ろに集計表というのがついておりまして、どれだけ達成できたところがあるのかというところの集計になっておりまして、3カ年の推移を見比べられるようになっておりまして、それでいきますと一番後ろのページのところ、集計がございまして、合計という右の下の欄ですけれども、平成29年度は達成というのが75、前年度62だったんで、3年目ということでようやく達成ができたという事業も含めて増えています。ほぼ達成が37、一部達成が3、未達成が3ということで、未達成という事業も幾つか残っているような状況であります。

以上です。長々と説明申し上げましてありがとうございました。

**○A部会長** ありがとうございました。

結構なボリュームのご説明を頂戴しましたが、何か皆様のほうで質疑があれば伺います。お名前を先に言ってからご発言いただきたいと思いますが、何かございますか。

**○B委員** ネットワークのBです。

目標1のところの1-1ですかに関連して、国のほうで障害者雇用の水増し問題が話題になっていますけれども、東大和市は大丈夫ですか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 障害者の雇用というところですが、新聞なんかで報道されていますけれども、東大和市は水増しはないです。ないですというかわりに達成もしていません。

**○B委員** 達成もしていませんか。

**○A部会長** 正直言ってみると。

**○事務局（小川障害福祉課長）** そうなんです。地方公共団体は民間企業よりも達成率というのが非常に厳しくなっておりまして、2.2%とかそういう目標になっているんですね。ところが東大和市は今正確な数字を持ち合わせていないんですが、1.8ぐらいだと思えますけれども、でも正直に公表しています。申しわけない。毎年ここ何年も募集はしています。しかし、全般的に民間企業での雇用というのも非常に伸びておりまして、なかなか東大和市で働こうという、主に新卒から年齢制限がありますが、若い方になりま

すけれどもというのがなかなか応募自体が多くないというような状況です。

○A部会長 はい。

○F委員 今のことに関連しましてFですけれども、ああいう水増しみたいなことがあると、根底から信頼が揺るがせてしまうと、こんなことがまさかあるのかなと、そういうことですね。これは本当に大きな問題だと思います。

○事務局（小川障害福祉課長） 一方で民間企業というのはかなり縛りが厳しくて、雇用率を達成しないと罰金みたいな形で、逆にお金を納めないと、納付金というのがあるんですね。ですから、この差別解消法にあわせて雇用促進法も改正されて、非常に雇用率というのがまた上げられたんですね。それに向けていろんな努力をしている。一方、国とかは何か手帳がない人を勝手に使ったりという、理解が十分でなかったというか、厚労省のアナウンスがよくなかったとかいろんな言われ方をしているけれども、それだけの問題かなというふうに、一番逆に率先してやらなきゃいけないのにそれを怠ってきたというか、非常に難しい問題も実はあるんですね。市の仕事をどういうふうに障害のある方にやっていただくのかというような配慮も一方で必要なんですね。そのためには、例えば民間でいえば特例子会社というような形で、障害のある方を会社の組織の中で集めて、それに指導とかに当たる社員をきちっとつけて対応するとか、そういうことをしています。なかなかそういう仕組みをつくってやらないと雇用というのは難しいことがありますね。

公務員の仕事というのは、また限られる部分もあるんで、なかなか例えば清掃だとか、そういう現業的な仕事というのが今かなり外で委託とかという形を出して、職員の数自体をスリムにしようという、そういうこともあってなかなか難しいと。

○A部会長 国のこともそうなんですけれども、東大和市のせつかくの報告がありますんで、こちらについては何かご質問、ご意見あれば伺いますが。

手始めにいいですか。今障害者雇用といったときに配慮しなければいけないということで、一番始めの1ページのところに合理的配慮のことが書いてあります。まず合理的配慮をどういうふうに理解しているのかということ、僕も全然理解していない。何回やってもわからないんですねというのと。

そのことで、一番最後のページに17課の合理的配慮が載っているというふうにおっしゃっておられましたけれども、ほとんどが身体障害の人への配慮で精神障害の方だとか、知的障害の方への配慮というのがよく見えてこないんですけれども、Cさん、どう見えますか。

○C委員 そうですね。なかなか例えば身体とかであると、ハード的なところを整備したりとか、比較的整備しやすい面もある意味あるのかもしれないんですが、なかなか精神の疾患の方とかへの対応となると、個々のそれぞれの方の体調だったりというのがありますし、性格もあるでしょうし、なかなか人と人として接していくという部分での接し方の違いといいますか、そういうところがなかなか見えづらい面があるのかなとは感じるどころ

でございます。

**○A部会長** きっとそうだと思う。今いろんな人が来ると思うんですけども、ハード以外のところでの職員の気持ちというか、そうじゃないというか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** こういう対応は、1ページのところに職員向け研修を4回実施したとなっているんです。これは春に2回、秋に2回やって、全職員が必ず1回は受講するよというところで実施しています。これは例えば大きいホールに全員集めてやっちゃえば1年で済んじゃうかもしれないんですけども、あえて1回当たり40人ぐらいの定員で毎年やっていこうというところでやって、そこの中では私のほうから説明もあるわけですけども、それにあわせて当事者の方ですとか支援者の方に来ていただいて、知的障害のことも精神障害のことも、そこでお話をさせていただいて理解を深めていくというようなところでは工夫をして実施しているというところですよ。

なかなか精神障害の方とか当事者が出ていただくこと難しかったんですけども、今年度初めて精神の当事者の方がウェルカムの職員と一緒にですけれども、出ていただいてお話をさせていただいて、非常にそれはよかったというか、そういうような取り組みを地道にしていこうというところで、知的の方も本当はご自分でしゃべれてきちっと言えるくらいの方が市内でいい方がいらっしやったらぜひとは思っているんですけども、ただこの取り組みというところにそれがストレートに出てくるかということ、なかなかそこはこういう取り組みを目に見えるような形でしたというのは、なかなか知的や精神の方に対する配慮というところでは、ちょっと書きづらいのかな。

**○A部会長** 当たり前をやっているんだと思うんですよね。そういうあえて。

**○事務局（小川障害福祉課長）** ちょっと言いわけがましいですが、そういうこともやっていて、職員にはそういう知的障害、精神障害、いろんな障害の方への配慮というところは伝わっていているというふうには、障害福祉課としては認識しているところであります。

**○B委員** すみません、いいですか。Bですけれども、取り組み自体は非常に感謝もしているんですけども、実態として私たち視覚障害者の立場からすると、やっぱり窓口に行くと名前を名乗ってくれないケースが正直多いんですよ、いまだに。なんで、取り組み自体はうれしいんですけども、なかなか現場には定着していないというまだ印象、視覚障害者の立場からすると、そういう人がまだいますね。

**○事務局（小川障害福祉課長）** その点も、いつも研修会ではひとみサークルの方に来ていただいて、それはいつも口を酸っぱくして言っていますね。まず名乗ってくださいと。視覚障害の方は今どこに来ているのか自体が把握しかねるんで、ちゃんと目的の課にたどり着いたかどうか、そういうところがまずわからないので、何々課の何々ですということの名乗ってくださいということは、それがきちっと全職員に浸透しているかというなかなかまだまだ。

○B委員 みたいな印象を私はしていますし、私自身もやっぱり名乗ってくれないケースが結構多いですから、白杖ついていっても。

○事務局（小川障害福祉課長） グループウェアというのが庁内で、みんなが見るパソコンで各自が見るパソコンであります。その中で、特に問題だった事例は取り上げて全員で共有できるように設置しているんですね。昨年度の事例として、やっぱり視覚障害の方で、書類にどうしても署名が必要だと言われて、自署を強要されたというか、そういうことがあって、非常につらい思いをしたというふうな苦情というか、相談がございまして、それを各課に情報共有して、グループウェアに、そういう欄がつくってあるんですね。そこで注意喚起というか、必ずしも自署でなくて済むものは代筆、ガイドヘルパーさんという方がいらっしゃいますので、そういうふうにしてくださいということは注意喚起したりしているんで、場合によっては今の名乗ってくださいというのがまだまだ徹底されていませんよという、そういう形で知らしめていく必要があるのかなと。

○B委員 いろいろとお願いします。

○事務局（小川障害福祉課長） はい。

○A部会長 ほかには何かありますか。

○C委員 第2あたりえのCです。

11 ページのところなんですけど、自立を支えるサービスの充実というところの中で、5-2と5-3なんですけど、地域移行支援、地域定着支援のところでございます。なかなか今後利用される方が恐らく少ないだろうなという想定だったと思うのですが、実際29年度を見ても実利用者数として1月当たり1.2で、定着のほうについては特に実績なかったというふうに表にはなっているんですが、市内に精神科の病院もございませんし、そんな中で、この東大和市民の中で医療機関に入院されている患者数は一定数いるのではないかなと思われまして。なかなか恐らくウエルカムさんとか、病院さんとかに声かけをしながら、退院できそうな方を交渉していったりする。なかなかそこまで人員がとれていない状況なのか、そこまで逆に病院のほうからもなかなか地域に長期の方で出せる方はいらっしゃらないというような現状なのか、この辺どうなのかなと思ひまして。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。一応目標値は2とか6とか書いてあって、全く届いていないというような状況ではありますね。ここの移行支援に関しては、1月当たりに換算しろということなんで、こういう数字になるんですけども、どちらかというところというか、ほとんど全てがウエルカムからアプローチしたというよりは、病院のほうから今度こういう人がいるんだけど、手伝ってほしいということとされるパターンがどこも、これまでまだそんなにケースが多くないんですけども、ですからそういう意味でそののところというのは、これまで東大和市も積極的にこの病院にアプローチしたりというところできていないということなんで、今回の30年度からの計画の中で新しく精神障害者を対象にした地域包括ケアシステムの構築なんていうことも国のほうで定めた指標

があって、それに向けて医療、福祉、保健の関係者での協議の場をつくりなさいということで、Cさんもご存じだと思う、精神保健福祉関係者そちらの中で少し議論を始めているところです。

**〇C委員** 聞くところによりますと、病院からの申し出を待っていたんでは、地域移行はなかなか成り立たない。地域から病院に対していかがですかというふうにしていかないと、精神障害の人たちの社会的には減っていかないというふうに聞いたんですが、次の計画では東大和市では積極的に病院にアプローチをしていくかもしれないですね。

**〇事務局（小川障害福祉課長）** そうです。たまたまじゃないんですけども、東京都の委託の事業で地域移行支援事業をブロックを定めて推進していこうという事業があって、その東大和地域の担当が国分寺のプラッツという事業所なんです。この間、精関連にちょっと連携というか、来ていただいてそういう事業に取り組んでいるので、東大和の方もというような呼びかけがあって、これから本当にそういうところとうまく連携しながらじゃないと、なかなか現状のじゃ誰がどうやっていくのかというところでは、ウエルカムなんかもいっぱいいいいばいなので、そういうところと連携しながらやっているというところかなというふうに思います。

**〇A部会長** 今、東大和市をという言い方をしたんですけども、それ間違いですね。やっぱり地域で東大和市を動かしながら、入院されている方を地域に呼び戻すという考え方をしていかないと、市役所やってよということではだめですね。地域でウエルカムだけでももちろんだめですし、皆さんそういう方が地域に生きるのが当たり前なんだというふうに戻ってきていただくような。

**〇事務局（小川障害福祉課長）** 市じゃなくて。

**〇A部会長** 市だけじゃなくて。そういうふうに全体で地域で、だってこれ地域福祉審議会ですよ。ですので、そういうふうになるといいですね。

せっかく相談のページなので、僕質問していいですか。Aです。

11ページの5-1のところ、さっき99.7%で100%という相談支援の実施率、これ驚異的なことですよ。これ自慢できることだと思うんですけども、なぜ2なんですか、これ。

**〇事務局（小川障害福祉課長）** その提供体制というところのほうが、その辺が整って、まだまだ必要かなという、今先ほど申し上げた666人だとか、146人を合わせると大体800人ぐらいを7つの事業所でやっているんですね。その中では、例えば他市のグループホームだとか、施設に行ったりしているので、その800人いる全員じゃないんですけども、それでもかなり大変なんですね。30年度でちょっと制度改正があって、正確にいうと来年度からなんですけれども、モニタリングというのが今年に1回なんです。それが今度3カ月に1回やるということがあって、そうなってくると、今の相談支援の事業所の数と相談支援の体制が間に合わない、今現にお断りしているようなケースもある

と聞いているんで、そこら辺の整備というのがまだまだ必要なという意味の2ですね。ほぼ整っているとかと書いてあるんですけども。

○A部会長 他市に行くともまだセルフプランでやってくださいという人が中にはいてですね、仕方なくそういうふうになっているとかいます。だから、東大和市は立派だと思いますよ、これ。だめなことばかり言ったってしょうがないので、いいことも。すごいことだなと。

○事務局（小川障害福祉課長） セルフというのは、東大和市では極めて件数は少ないんで、高齢者のケアプランとまたちょっと違って、障害のある方の中ではみずからできちゃうという人もいって、必ずしもセルフプランはいけないうわけではないんですけども、極力うちの市ではセルフプランというのはいらないで、いろんな方の目が入って、そのことで支援が必要なときに必要な体制をとれるということもあるんで、なるだけそういうふうにはしているところですけども。

○A部会長 今後、相談支援事業所は増えていく。

○事務局（小川障害福祉課長） いや、そこがちょっと見込みとしては、余り既存の市内の事業所でやっていただけそうところがちょっとないのと、今いろいろ聞くところによると相談支援を求人してもなかなか来ない、求人そのものがないというようなことが伺っているんで、非常に厳しいかなと。

○A部会長 担当人数の制限ができましたものね。40件、60件、それぐらいの。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。ただ、実際問題本当に高齢のケアプランよりかなり手間がかかるんで、件数という問題以上に大変度というのがあるんじゃないかと。

○B委員 Bですけども、平成29年度は計画相談、結構うまく回っていたと思うんですけども、30年度に入って、少しお聞きしているんで、その辺ちょっと何か力を入れて、また回復するようなことを考えないと、ちょっと厳しいですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） 今後を見据えると非常に厳しいなと。

○B委員 厳しいですよ。その辺ちょっと心配しています。

○事務局（小川障害福祉課長） そういう意味でちょっと機会あるごとにこっちの事業をやるなら相談支援の事業もセットでやらないみたいに、あめとむちじゃないんですけども、それやるならというような意気込みのありそうな事業所にはそういう声かけしたりしているところですけども。

○B委員 計画その他をつくるほうとしては安定してほしいんですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

○B委員 やってもらった人がいなくなってもうできませんなんてなっちゃうと困っちゃう。

○事務局（小川障害福祉課長） どこの事業所も1人、2人ぐらいで、ウエルカムとは〜とふるはもうちょっと人数がいますけれども、そこでもウエルカムなんか3人で180人



ぐらいケースを持っていると聞いているので、そうすると1人60人、介護保険は30人というあれがあるので、上限があるんですけども、でももうからないというんですよね。

**○A部会長** 相談支援事業は確実に赤字になる。1件の計画相談で1万6,000円でしたか、1万6,000円で100件やっても160万円にしかない。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 単純に言ってモニタリングが年1回計画作成が年1回だと1人の人で3万円なんですよ計算式が。そうしたらそれで何人やれば人件費1人ペイできるんだという話なんですよね。

**○A部会長** それで、今回の報酬改定で回数を多くすればそれだけのお金が入ってくるからいいだろうと国が考えて、回数を多くしろ、3カ月に1回にしろと、面倒くさいことが増えただけで、収入が上がらなくなったんですよね。だから、小さいところは本当に厳しいですよ、一生懸命やっただけなんですけれども。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 結構障害がある方だと、約束していても体調が悪くなったりだとか、それでモニタリングが前月できなくて翌月に持ち越すとかと、そういうパターンもいろいろあって本当にそれで今度回数をふやしたらえらいことになるという、だったらお金は要らないから回数ふやさなくていいですよ。

**○A部会長** そうそう、本当にそういうのがありますね。

何かEさんやDさん、ご発言いただいて。

**○E委員** Eです。

会の報告書をつくっていただいて、私などはご苦労さまというような気持ちで見えております。私も都庁でさまざまな分野、経験させてもらって、自立支援課長をやってみたり、それから精神保健福祉センターのところで精神障害者の精神病院からの地域移行のお手伝いをさせていただいたりしてございまして、地域移行支援、それからノーマライゼーション、それから自立支援、障害者雇用、本当に着実にやっただけで、本当に申し上げることがないんですけども、私どもの障害者雇用センターで働いてもらっているんですけども、身体障害の方はバリアフリーをしていただければ、むしろ我々なんかよりもよっぽど優秀な人がいるから、本当に頼もしいし、知的障害の方はちょっと毎日朝からフォローしてあげるといいう手間はありますが、粘り強いところもあるし、とてもいいし、それから私など他の精神保健センターで事務長をやっていたんですけども、民間で企業でばりばり働いていてもノルマで潰れてしまって、自立相談の自信をなくしてしまって離職して、これじゃいけないんだということで支援センターに頼って、それで半年間のモデル就労をやってもらって、それで背中を押してあげて、就職活動に送り出すんですけども、やっぱりカミングアウトして、自分が障害を持っておられるとなると、やっぱり民間企業は偏見があるんですか、まともに定着してくれないんじゃないかというような思いがあったりして、これぞという人がなかなか働けないというようなことがあって、もどかしいということがありますが、やっぱり我々含めて地域のことで偏見をなくしていくというこ

とがすごく大事なかと。それで自信をつけてもらって、同時に2つのことがあったときにどっちを選んだらいいか、自信を持ってないんですという人が結構いて、もうちょっと背中を押してあげればいいと思ったりします。

でもそのようないわゆるサポートをして差し上げて、自立していただける方がいっぱいいるけれども、それだけでなく、やっぱり全面的な介助をしないと生きていけない障害者がいるんですよね。医療的なケアを24時間続けてあげなければ、生きていけない障害者もいて、心と体の重複障害の重度心身障害の方々がすごい今問題というのが親亡き後の問題、自分たちが、子供がいる間は親の責任でもあるからと頑張って支援するんだけど、自分たちがいなくなったときにこの子の支援を誰がしてくれるんだろう。生きていだけじゃなくて、四季の衣服の着がえだって誰がしてくれるのと。成年後見人は財産管理だけですから、そのような問題とかいろいろあるので、結局自立支援だけじゃ済まないんじゃないかなと、僭越ですけども、全介助が必要で一生懸命生きておられる障害者の方々が市内にもおられるわけですから、きちっとその方々のことも忘れないでいただきたいかなと、ちょっと僭越ですけども、そんなことを思って、感想の面で申しわけないんですけども、思いました。

以上です。

**○事務局（小川障害福祉課長）** ありがとうございます。今おっしゃられた重症心身障害者の方は、この報告書でいいますと9ページ、3-5というのがありまして、療養介護というサービスを11人の方が受けていて、その方が東大和療育センター等の重症心身障害者施設に入所されている方ですよ。そうなんです。これサービスとしては療養介護というところでカウントされるんで、先ほどの施設入所とは別枠なんです。こここのところというのは、E委員のほうがよくご存じだと思うんですが、なかなか入所の施設というのが今おっしゃられたような医療提供を含めて非常に重篤な介護が必要なんで、市独自でその施設をつくるというのは、なかなかできない。今どちらかというと東京都がこれまで整備されてきてということなんで、入れる方の数が極めて限られているところ。十何年来エントリーして、ご両親も80代ですか、そういう方でも対象外と来たもので、じゃそれを在宅でどれだけ親亡き後、支援できるのかということも非常に難しい問題です。

**○E委員** ちょっと白けてしまいましたんで、Eですけども、頭打ちに入りませんが、体と心の重複障害の重い方々で都内だけで4,000人おられるんですよ、本当の統計はとれないんですけども、4,000人のうちで東大和療育センターのような病院であり福祉施設であるんですけども、そういう施設へ入所している人は1,500人ぐらいなんです。だから、差し引きしますと2,800人ぐらいの方々地域でお父さん、お母さんと一緒に頑張っていると、こういう状況があつて、ただ精神、知的、身体の障害をお持ちの方々に比べると非常にマイナーですから、人数的にいいですよ。一昔前までだったら、この人たちって生きていく意味があるのと、こういう感じになってしまう人た

ちがいるということだけ忘れずにお互いに行きたいかなというだけの話でございまして、以上です。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

1つは在宅だということだと、通所という形になるんですね。その通所というのがここでいうと8ページのほうの大きなくくりだと生活介護に入っているわけです。生活介護でも通常の生活介護だと重症心身障害者の方を見るのは不可能に近いことであって、やはりそこに特化した生活介護というのが必要になっているんですね。そこもなかなか今療育センターでも通所の部門がありますが、やっぱり制限じゃないですけども、週3日とかしかご利用できないとか、そういう話がありまして。

○E委員 そうなんです、そうなんです。

○事務局（小川障害福祉課長） 今特別支援学校に通っているお子さんなんかを見ると、重症心身障害という方が逆に増えている。その方たちがこれから卒業したときに、通う規模がないんじゃないかということで非常に心配されているところですね。だから、そこは余り東京都は、通所の部門は難しいという地域にお任せしたいというようなことのようなんで。

○E委員 Eですけども、都立ですけども、そこは非常に納得できないんで、都庁に対してつくってくれ、どうしてくれと言っている立場なんですよ。ただ、結局朝晩、施設から送迎バスでお迎えに行っ、また夕方お送りするというのが条件なんです。生活自主上と、私もかかわらせてもらったことがある、立川もそうですけれども、自主送迎が前提じゃないですか、それができない人たちなんですよね。だから、そのような中で病院の医療の機能がないと済まない生活介護、それからショートステイ、1週間ぐらいの短期入所、うちのセンターでやらせてもらっていますけれども、本当に焼け石に水みたいな感じで、お一人、長期入所しておられる方が施設で亡くなられる方が年に二、三人おられるんですけども、そのあいたベッドに対して50倍以上の申し込みがございまして、それなのに東京都はですね、つくれないなんてほざいているのはふざけんじゃないと思っている。三、四十年するとつじつまが合うんだというような言い方をしていますから、とんでもないですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） そういう動きがあるんですか。

○E委員 表には出しませんが、そういうことです。ちょっと怒っているんですけども、親亡き後の切実な思いというのはものすごいものがある、そういう障害者もおられることですから。

○A部会長 東大和療育センターは東大和市の宝だと思うんですね、僕。こういうご発言をいただくと、やっぱり地域はどういうものなのかとか、共生社会はどういうものなのかということをもう一度考える機会になりますので、非常にありがたいお話ですよ。

○E委員 いえいえ、こちらこそありがたいです。

○A部会長 重身と高度障害の人が多分残るんですね。この2つが行くところがなくて、強度高度障害の方の数もこれぐらいいて。

○事務局（小川障害福祉課長） そうなんですよ。そう言われると、強度高度障害の方に関していうと、今グループホームだけでどうだと言われているんですけども、なかなかグループホームじゃ受け入れかねる。元都立の施設がつくったグループホームでも、そこに通っている人だからと推薦したら、見られないと言って、どこが受けるんですかという。

○A部会長 東村山だってショートをつくったって。

○事務局（小川障害福祉課長） それ以上言うと、でもそういう本当にそうなんですよ。そういうところでのグループホームも見られないといったら、じゃ施設入れるかというところですね。

○A部会長 実際には入所施設の短期入所をたらい回しにされていて、あとは事件になった北関東のほうのああいふところに行っていくというパターンなんです。そうすると、あそこは都の管轄外の施設なんで、東京都は数をカウントしないというふうになっているようなことなんで、ちょっと話がそれてしまいましたけれども、そういう人たちも含めて共生社会ということで、東大和の中で何とか生きていきたいというふうに思いますけれども、D委員、何かご発言ありますか。

○D委員 私も前回の途中から参加させていただいたんですけども、どんな理想的な、理想的といったら、現実的なプランを立てたところで、お金がなければ何もなくて、それを言っちゃったらおしまいかもしれないけれども、それはすごく感じつつかわってきたんですが、でもお金ってあるところにはあるんじゃないかなという気もしないでもないからあれなんですけれども、それは置いておいて、私たちの活動としてボランティア活動、何らかの支援は私どもやれているというふうに思うところがあって、ただ重度の方たちのお役にはとても立てないんですが、でも市民一人一人がそういう気持ちを持つだけでも地域は変わってくるかもしれないし、何かわずかな時間でも何かお手伝いできるかなというのは日々感じているところです。

さっき学童の話が最初のほうに出てきましたけれども、私も社協からとかすごくいろんなところから依頼があって、介護とともにいろいろ活動をしているんですけども、重度といったらいいかわからないんですけども、とにかく知的障害の子供さんを1年間、学童にご案内したことがあるんですね。それは本当に大変でした。ですが、それをやることで自分もいろんなことを改めて学べましたし、自分の周辺の人にも伝えることができましたし、今ふと子供さんどうしたかな1年間、もう四、五年前ですけども。

○事務局（小川障害福祉課長） 送迎のところ。

○D委員 送迎です。学童ですね。二小から南街公民館の併設されている学童に、私なんか本当に知識も何もないんですけども、でも自分の持てる時間の一部をそういうことで支援させていただくと、何か市民みんながといたって、それもまた理想的な話だけれども、

そういうでもことをもう少しシステムの的に活用してというんでしょうか、そういうことができるといいかなというふうには思って、ボランティアならお金がかからないとかと、そういうことを言っちゃったらおしまいなんですけれども、でも何かお役に立ちたいと気持ちを持っている地域の人も大勢いらっしゃるんですよ。なかなか具体的に行動に移せないのもあるかなとありまして、それを私たちボランティア会としては、そのための学習なんか年に1回の講演会ですけれども、やってみたりとかあるいは日々何か例えばこの間も福祉祭みたいなときに参加した者たちでいろいろ情報提供したりとか、そういうことはやれているけれども、なかなか今日最初から話を伺っていると、私たちは何ができるのかなと逆に思っちゃうんですけれども、でも先ほどもちょっとありました地域の人の気持ちというか、思いをそうやって向けていくことが少しでもできるだけでも違うかなと、それがいかよに変わるかどうかというのはちょっとわからないですけれども、ちょっとそういう感想を持ちました。

以上です。

**OE委員** Eです。34ページでしょうか、共に生きる地域づくりのところですが、1-1の障害者週間の周知及び取り組みで障害のある人や障害についての理解を深める取り組みということで、さっきも小川課長さんからご紹介いただいて、それから1-2が障害者理解のための啓発活動ですよね。私などは五、六年前から重症児者、重心ばかりやっているものですから、何か一手引き受けみたいな感じですが、それ以前は私も知らなかった。これまでの中で私すごく衝撃的というか、こういう人たちもいるんだというふうにショックを受けたのは、昔、八王子小児病院とありまして、今は小児総合医療センターと府中にありますけれども、やっぱり新生児、周産期医療の中で超低体重出生児というところで、今医学が進みまして、赤ちゃんが1,000グラム未満でも生きちゃうんですよ。だけれども、それでインキュベーターという保育器の中に八王子小児病院にいましたけれども、一生懸命生きていたけれども、すごく衝撃的だったんです。セミのような真っ黒い体でこれぐらいですよ。だけれども、横たわって寝ているんですけれども、心臓とかパパッと動いて、その赤ちゃんが生き続けることができるような医学になりましたけれども、お父さん、お母さんはやっぱり我が子が一生こういう感じでということで、子供の障害を受容できない、そのような方って、私もそのときたまたま仕事でそこに赴任したから見れたんですけれども、知らない人がいっぱいいると。

それから、各障害者が一生懸命暮らしておられる現状を私も含めて知らないことが多いと思う。それから、ちょっとさっき言葉で紹介しましたけれども、心と体が重複して最重度の方々、私どものセンターをごらんになっていない方が圧倒的だと思うんですよ。

そのような中で1つの提案でもありませんけれども、チャンスがあれば最終的には多くの市民の方々にさまざまな障害をお持ちの方々の現状を差し支えない範囲ですけれども、見ていただく、場合によってはこういう審議会のメンバーから率先してみて、そこで感じ

たこと、得た情報を市民、またいつかは市政に反映ができれば、本当にいいことかなと思って、障害を知ることから始めていくというのが百聞に一见にしかずでいいことなんじゃないかなと。既にもう障害当事者の方々と市民と触れ合う機会を模索して、実現されておられると、さっきお話がありましたので、つけ足すことはありませんけれども、私なんかでも超低体重出生児を初めて拝見しまして、知らない人も多いんじゃないかというようなところで、そういうところを知ることでもいいんじゃないかなとちょっと思ったものですから、発言いたしました。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 今日参考の資料でお配りしたもので、今度12月8日と1月に差別解消法の民間事業所の研修というのも予定してまして、これをやるきっかけというのが自立支援協議会の生活部会というところで、どういう合理的配慮がしていただけるというという冊子を今つくっているんですね。その冊子の中に生活部会が療育センターの相談員さんの方が一緒に入ってつくっていただいて、非常に重心の方がまちへ出るという、非常なハードルが高くて、例えばレストランとか行っても、まず入り口がストレッチャーとか車椅子で入れないとか、食事も本当はミキサー食ですか、だからそういうことが出てくるものをそういうふうに加工作っていいかどうかとか、そういうことを一々調べないとそういうところに行けないという、そういうご意見が結構たくさん聞き取りをしていただいて、この冊子にも実は反映させてあるんで、今度地域審議会の皆さんにお配りしたいと思っておりますけれども、そういうことで少しお店の方にそういう障害もあるんだという、普段ただ車椅子に乗っている人というイメージですけれども、そうじゃなくていろいろなバリアというか、ハードルがあるというところもあえて知っていただくところで、そういう事例もたくさん載せてやろうかなと思っております。

**○A部会長** この報告書でほかにご質問か何かご意見は。たくさんあるかもしれませんが、非常に貴重なご意見を頂戴しまして勉強になりました。

これはひとまず置いておいて、次のところにいいですか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** 大丈夫ですか、ほかに言い残したことがあれば、厳しいご意見も。

**○B委員** 私、障害者なんで、どうしてもそちらのほうなんですけれども、7ページの同行援護ございますよね。東大和は盲聾者の同行援護はどうなりますか。

**○事務局（小川障害福祉課長）** しているといえばしているよね。盲聾者は視覚障害という要件は満たしていますので、そういうときには同行援護のサービスは引き受けてはしているところです。

**○B委員** それはあくまでも視覚障害扱いの同行援護。

**○事務局（小川障害福祉課長）** そうですね。その方は盲聾ですから、どちらかという聴覚が先に障害があって、後から視覚もというような方なんで、同行援護としての決定でヘルパーはそっちの専門のところから来てもらったり、そういう盲聾の方をガイドできる

ようなところから来ていただいていると聞いています。やっぱり両方から支援できないとだめなんで、数は多くないですけども、決定はさせていただいて利用をさせていただいているという。

**OB委員** わかりました。

**OA部会長** この機会ですから、何かよろしいですか。

それでは、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画平成29年度実施状況報告については、ひとまずこれで終了させていただきます。

議事の3、その他なんですけど、事務局からお願いします。

**○事務局（梅木障害福祉課係長）** 資料として配付したチラシのほうを少しばかりご説明させていただければと思います。

先ほどから地域でということとこちらの3枚のチラシ、いずれも東大和市地域自立支援協議会が主催、セミナーや、講演会というものになっております。一番上の黄色いチラシなんですけれども、こちらのほうが防災防犯部会というところが主催で、障害がある方とともに理解を深める障害のある方の災害時支援に関する学習会というものになっておりまして、これはクロスロードという教材を使って、あなたはこういうときどうしますか。チラシを入れてあるんですけども、震度5弱の地震が発生して、必要に応じて避難するよう防災無線が流れていますけれども、あなたは隣に住んでいる車椅子の方の様子を伺いに家に訪問しますか、イエス・ノー、これはいろいろなイエス・ノーとそれぞれ答えるんですけども、じゃなぜあなたはノーと言いましたかということと意見を交換して、障害の当事者も参加して理解を深めるような取り組みとなっておりますので、ぜひご参加及び再来週の11月27日、火曜日に当事者の方もいらっしゃいますし、地域の自治会の方ですとか、あとは防災組織もありますので、そういった方々もいらっしゃるだけの貴重な機会となっておりますので、ご参加いただければと思います。

**○事務局（梅木障害福祉課係長）** すみません。次に、就労Bで頑張るを支える参加者募集というところで、これは一般就労のお話も先ほどから上がっておりましたが、就労継続支援B型事業所というものがござります。そこで一般就労をしたいという障害のある方がいるんですけども、実際のところ一般就労に向けてどうやって支援していったらいいか、なかなかわからないという支援者の方も多くいるというところから、支える支援者向けのセミナーとなっております。こちらは主に就労継続支援B型事業所の職員やあとはその障害のある方が日常的に住んでいらっしゃるグループホームの支援者、または保護者の方、いろいろな方を交えて障害のある方に対していろいろな方面から支援していくという話し合いの場となっておりますので、こちらもご出席いただければと思います。これは支援者の方向けということですので、ちょっと遅い午後5時から7時半というなかなか参加しやすいような時間設定でやらせていただいております。

最後のチラシ、こちらのところ説明がありましたけれども、こちらは自立支援協議会の

生活部会が作成した冊子を使って、障害者差別解消法の合理的配慮というところを理解していただくためのセミナーとなっております。こちら第1回が障害者週間に合わせまして12月8日、土曜日、第2回が31年1月28日の月曜日の夜の時間帯となっております。これ2回やる理由なんですけれども、1つは障害者週間にちなんでというところで、もう一回はやっぱり実際に来ていただく民間事業者の方というのは、年末はお忙しい方が多いというところもありまして、平成31年、年明け、新年早々もなかなかお忙しいかと思うので1月末ごろだったら、この時間帯だったら参加していただけるだろうという切実な努力のところをセミナーを。

○A部会長 午後8時ですか。

○事務局（小川障害福祉課長） 皆さんまだ普通に7時半とか8時から会議しているらしいですよ。商店街の皆さんは店を閉めてから、だからその時間に合わせますよと。

○事務局（梅木障害福祉課係長） 市内の商店さんは自営の方が多いものですから、店をあけることができないから、店が閉まってからじゃないと参加できないというような話も商工会さんからいただいて、東大和市商工会と連携して進めていく事業になります。

どうぞこちらもご参加いただければと思います。

チラシの説明は以上で補足はよろしいですか。

次に、今後のスケジュールについてでございます。

第2回の地域福祉審議会、親会といたしますか、それを平成31年1月下旬から2月にかけて開催したいと考えております。委員の皆様のご予定をお伺いするためにお手元に調整の表をお配りいたしますので、そちらの表に都合を記入していただければと思います。

○事務局（小川障害福祉課長） できれば今日ご都合がわかれば、そこへ記入をいただいて、回収をさせていただきます。それがまだちょっとわからないよということであれば、返信用封筒がございますので、言っていただければ返信用の封筒で回答をいただくというような方法です。

○事務局（梅木障害福祉課係長） なお、調整した結果となりますので、ご意向に沿えない場合もございます。申しわけありませんが、ご了承くださいませようお願いいたします。

会議の日程につきましては、決定次第、郵送にてご連絡させていただきます。

○A部会長 時間は何時ごろですか。

○事務局（小川障害福祉課長） 夜7時からということになります。今年度最後の会議になるんで、この部会以外にほかの部会もございますので、そちらからの報告も含めて入れていくんで、時間的には少しかかるかなというふうには思っています。

○A部会長 これだけですか。

○事務局（梅木障害福祉課係長） そうです。そちらもお渡しさせていただきます。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。ご協力ありがとうございました。では、最後。



○A部会長 それでは、予定されていた議事は全て終了いたしましたので、本日の会議を終了したいと思います。

ありがとうございました。